



「頑張っちゃあよ」という気持ち、いただきます。

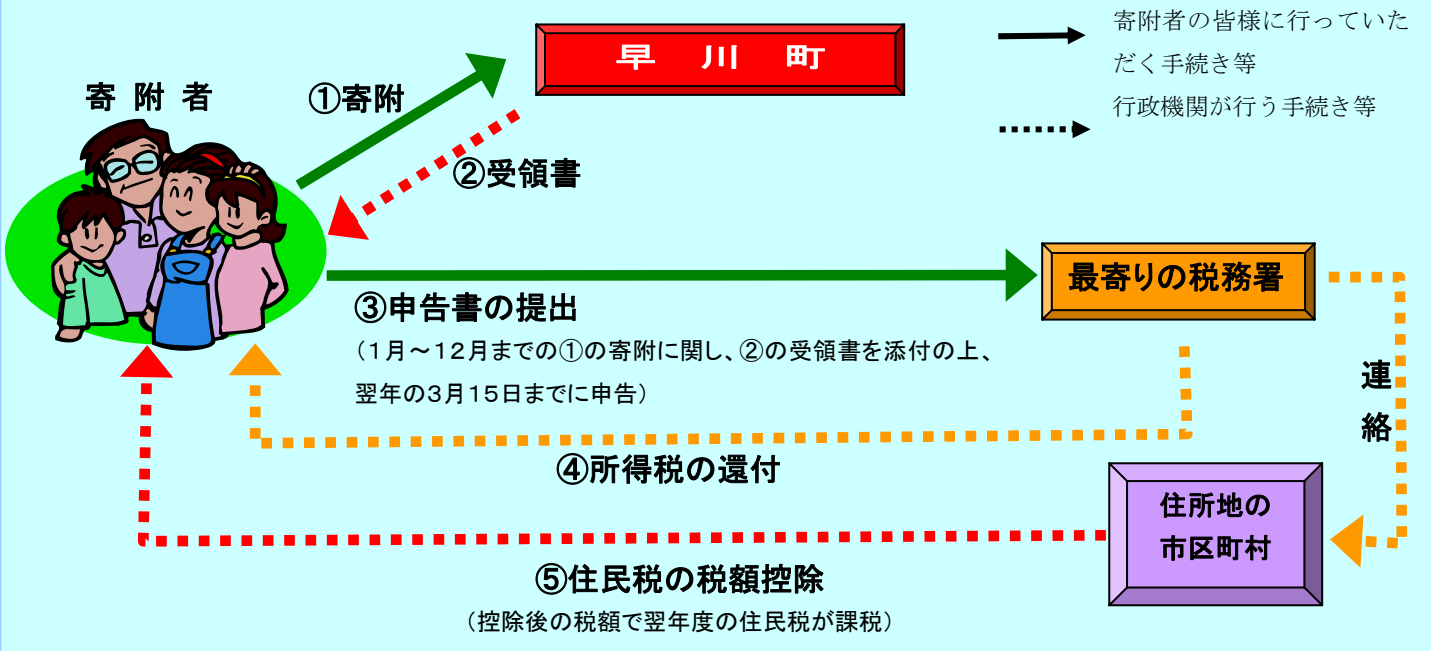
早川町への寄附(ふるさと納税)のご案内

「ふるさと納税制度」とは、自分が生まれ育ったふるさとや両親や祖父母の住むふるさ
とに対して貢献または応援したいという方、縁のある自治体を応援したいという方々
のお気持ちを「寄附」という形で実現するための制度です。

早川町では、皆様のご厚意による寄附を最大限に活用し、まちづくりに取り組んでい
きます。

早川町に対して「頑張っちゃあよ。」という気持ちをお持ちの皆様はこのふるさと納税制
度をご理解いただき、まちづくりを応援して下さるよう心よりお待ちしております。

手続きの流れ



ご寄附いただいた場合の税法上の優遇税制について

地方公共団体への寄附金は、5,000円(所得税は2,000円)を超える部分について一定の限度額まで、所得税と住民税を合わせて全額控除されます。控除を受けるには、所轄の税務署で所得税の確定申告を行っていただく必要があります。

1 所得税(所得控除方式)

その年に寄附した金額の合計額から2,000円を減じた額が、所得金額から控除されます。ただし、控除の対象となる寄附金の額(地方公共団体などに対する「特定寄付金」の合計額)は、年間総所得金額等の40%が限度となります。

2 住民税(税額控除方式)

次の①と②の合計額が、翌年度の住民税額から控除されます。

① (その年に支出した寄附金の合計額 - 5,000円) × 10%

② (その年に支出した寄附金の合計額 - 5,000円) × (90% - 所得税の限界税率)

ただし、②の額については個人住民税所得割額の1割が限度となります。また、住民税の寄付金控除の対象となる寄附金の限度額は、総所得金額等の30%が限度となります。

(モデルケース)

給与収入 700 万円で 4 人家族(夫婦、子供 2 人) 所得税の限界税率 10% 住民税の額 293,500円

地方公共団体への寄付金が40,000円の場合		
所得税の寄付金控除対象額 38,000円(40,000円-2,000円)		
住民税の寄付金控除対象額 35,000円(40,000円-5,000円)		
所得税の控除額 3,800円 (38,000円 × 10%)	住民税の税額控除 31,500円	
	①住民税の基本控除額 3,500円(10%一律) (40,000円-5,000円) × 10%	②住民税の特例控除額 28,000円※ (40,000円-5,000円) × (90%-10%)

※この場合の住民税特例控除額(=住民税額の1割)の上限は29,350円

寄附金は、次のいずれかの方法でお振込みください。

①払込取扱票による場合

同封の払込取扱票に必要事項をご記入のうえ、最寄りのゆうちょ銀行窓口でお振込みください。

②直接お持ちくださる場合

早川町役場出納室まで直接お持ちください。

寄附のお申込みについて

左ページの寄附申込書に、必要事項をご記入の上、FAXまたは、郵便いずれかの方法で下記までお送りください。(郵送時の切手代は、誠に申し訳ありませんが、寄附者負担でお願い致します。)

連絡先・寄付申込書お送り先

〒409-2732 山梨県南巨摩郡早川町高住758番地 早川町役場総務課企画財政担当

電話0556-45-2511(代表) 内線26 FAX0556-20-5000

寄附申込書はホームページからもダウンロードできますので、ご覧ください。

早川町役場ホームページアドレス <http://www.town.hayakawa.yamanashi.jp/>

不明な点がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

平成 年 月 日

早川町長 殿

〒

住 所

ふり がな
氏 名

電話番号

早川町ふるさと応援寄附申込書

早川町のまちづくりを応援するため、次のとおり寄附します。

金 円也

1 寄附金の使途の指定

寄附金の使途を指定するときは、次の中から選んでください。指定がない場合は町長が事業の指定を行います。

指定	事業の種類
	① 子どもや高齢者などが生活しやすい環境づくりのための事業
	② 子どものことを考えた学校教育のための事業
	③ 南アルプス温泉郷の実現や旧村一拠点づくりのための事業
	④ 早川町の新たな可能性を探る調査のための事業
	⑤ その他まちづくりのために町長が必要と認める事業

- 備考 1 使途を指定する事業の指定欄に○印を付けてください。
2 早川町森林環境保全基金も受け付けております。詳細についてはお問合せください。

2 希望する払い込み方法を選択してください。(いずれかに○印をお願いします。)

指定	事業の種類
	① 払込取扱票払 (同封の払込取扱票にて納付。)
	② 現金払 (平成 年 月 日を予定)

- 備考 1 払込取扱票でお振込みの方は必要事項をご記入の上、最寄りのゆうちょ銀行窓口でお振込みください。
2 現金払をご指定の方は、役場出納室で納入してください。

3 情報公開 (いずれかに○印をお願いします。)

指定	寄附者及び寄附金額を早川町広報誌及びホームページに掲載させていただくことについて
	① 同意します。
	② 同意しません。

※ お預かりした個人情報、この事業のために利用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。